第１章　基本方針

Ⅰ　趣旨

本県では、食品の安全・安心確保を県政の重要な課題の一つと考え、平成 15 年３月に「広島県食品の安全に関する基本方針」を策定するとともに、平成 16 年３月にはその具体的な実行計画として「広島県食品の安全に関する推進プラン」を策定し、４期 11 年間の取組を進めました。

また、平成 27 年からは、両者を一体のものとした「食品の安全に関する基本方針及び推進プラン」（以下「プラン」という。）を定め、以来適宜見直しを行いながら、食品の安全・安心確保に関する施策を推進してきました。

このような取組により、県内においては、食品の安全・安心確保に向け、一定の成果が表れてきています。

一方で、コロナ禍以降、食中毒の発生状況が再び増加に転じており、また全国的には大規模な弁当製造施設等を原因とした食中毒事件や紅麹を含む健康食品を原因とした健康被害事案が発生したほか、食品表示の偽装など、食品の安全・安心を脅かす事例等が依然として発生している状況にあり、消費者の食品に対する関心はますます大きくなっています。

このような状況において、食品に携わる者には、食品の安全性の確保に向けた取組の強化が求められるとともに、そうした取組を消費者へ積極的に情報提供することで、消費者との信頼関係の構築に取り組むことも必要となっています。

今回の改定では、令和３年に改定した前プランの基本的な考え方を踏襲しつつ、食品の安全・安心確保に向け、各取組における現状と課題や、社会情勢の変化等を踏まえて見直しを行いました。

これらを着実に実行するとともに、取組状況等を毎年度点検し、食品の安全・安心確保対策を推進します。

Ⅱ　基本的な考え方

基本方針の位置付け

この基本方針は、食品の安全・安心を確保し、県民の健全な食生活と健康の保護を図ることを目的として、行政、生産者、事業者及び消費者のそれぞれが主体的に取り組むための共通の指針となるものです。

あるべき姿

みんなで創る、安全な食品を安心して食べることができる社会

食品の安全を確保するためには、生産から製造・加工、流通、消費に至る一貫した取組を推進していくことが重要です。

また、食品への安心は、「食品の安全確保」と「生産者、事業者、消費者及び行政の相互の信頼」との相乗効果によって得られるものです。

平成２７年策定の基本方針では、生産者、事業者、消費者及び行政が主体的に役割を果たしながら、食品の安全・安心確保対策に参画し、協働して取り組むための共通認識を明確にするため「あるべき姿」を定めました。

この「あるべき姿」は、令和３年改定の前プランにおいても引き継いできたところであり、今回の改定においても、引き続き、この「あるべき姿」を実現するために、実効性のある取組を進めていきます。

生産者、事業者、消費者及び行政のそれぞれがこの共通認識を持ち、自主的かつ相互に連携して、食品の安全・安心確保対策に取り組み、県民の健全な食生活と健康の保護を図ることによって、安全な食品を安心して食べることができる社会の実現を目指します。

領域の設定と目指す姿

令和３年改定の前プランにおいて、「あるべき姿」の実現に向けて、体系的に施策を推進するため、「安全な食品の提供」、「安心感の醸成」の２つの領域を設定し、10 年後を見据えた施策を計画的に展開するため、各領域に「10 年後の目指す姿」を設定しました。

今回の改定においては、この目指す姿の達成に向けて、引き続き取り組んでいくこととしています。

領域Ⅰ　安全な食品の提供

生産者・事業者・消費者及び行政が相互に協働して食品の安全性を確保するためのリスク管理の仕組みが構築されています。

領域Ⅱ　安心感の醸成

流通している食品の正確な情報を簡単に入手できる仕組みが整備されており、安全な食品を安心して食べることができています。



基本的な視点

○　科学的根拠に基づく取組の推進

食品の安全を確保するため、科学的根拠に基づく衛生管理や監視指導に取り組みます。

○　情報の提供による透明性と信頼性の確保

食品への安心を確保するため、正しい情報を提供することにより、生産者、事業者、消費者及び行政の相互理解を深め、県民の不安を解消します。

○　自主的な取組の推進

食品の安全・安心を確保するため、生産者、事業者及び消費者それぞれの主体的な取組を推進します。

行政、生産者・事業者及び消費者の役割

○　行政の役割

生産から消費に至る各段階における食品の安全・安心の確保に関する施策を総合的に推進します。

○　生産者・事業者の役割

食品の安全・安心の確保について自らが第一義的な責任を有していることを認識し、食品の安全確保を図ります。

○　消費者の役割

食品の安全・安心の確保に関する必要な知識と理解を深めるとともに、自主的かつ合理的な行動と生産者、事業者、行政などへの働きかけを通じて食品の安全確保を図ります。

基本方針及び推進プランの方向性

食品の安全に関する基本方針

（H15.3～）

○　基本的な視点
○　行政、生産者、事業者の役割と消費者の取組
○　基本方針の内容
・行政の施策
・生産者、事業者の役割と消費者の取組

食品の安全に関する推進プラン

（H16.3～　第１期～第４期）

○　基本的な考え方
○　食を巡る現状と課題
○　推進プランにおける施策展開の視点と主な取組
○　推進プランの項目と推進目標
○　行政の施策
○　生産者、事業者の役割と消費者の取組

食品の安全に関する基本方針及び推進プラン

（H27.3～）

○　基本的な考え方
○　あるべき姿

「みんなで創る、安全な食品を安心して食べることができる社会」

○　領域の設定と目指す姿

＜領域Ⅰ　安全な食品の提供＞

「生産者・事業者・消費者及び行政が相互に協働して食品の安全性を確保するためのリスク管理の仕組みが構築されています。」

＜領域Ⅱ　安心感の醸成＞

「流通している食品の正確な情報を簡単に入手できる仕組みが整備されており、安全な食品を安心して食べることができています。」

○　基本的な視点
・科学的根拠に基づく取組の推進
・情報提供による透明性と信頼性の確保
・自主的な取組の推進
○　行政、生産者・事業者及び消費者の役割
○　取組の柱ごとの基本施策における取組及び数値目標

推進プランの実行

数値目標のチェック（進捗状況の確認（毎年度））

「安全な食品を安心して食べることができる社会」の実現

食品の安全に関する現状と課題

これまでの取組状況

令和３年に改定した前プランのもと、令和３年度から令和８年 10 月までを取組期間として、「衛生管理」と「危機管理」、「食品表示」と「リスクコミュニケーション」を取組の柱とし、食品の安全・安心確保に向けた取組を推進しました。

前プランにおいては、取組の柱ごとに具体的な数値目標を掲げてきており、その達成状況は次のとおりです。

【数値目標と達成状況】

柱	指標	計画策定時（令和元年度）	目標値（令和７年度）	実績（令和７年度）	達成状況
衛生管理	有症者 50 人以上の集団食中毒事件数（過去５年平均）	2.6 件	2.0 件以下	1.0 件	達成
	講習会受講者に占める HACCP を理解している者の割合	―	70 %以上	72%	達成
危機管理	回収着手報告書提出までの所要日数	―	１日以内	中央値１日（平均 0.9 日）	達成
食品表示	表示違反（不良）による回収件数（過去３年平均）	18 件	８件以下	22 件	未達成
ﾘｽｸｺﾐｭﾆｹｰｼｮﾝ	食品に関する苦情のうち、事業者等との対話不足を起因とする苦情の割合	21%	10 %以下	19%	未達成

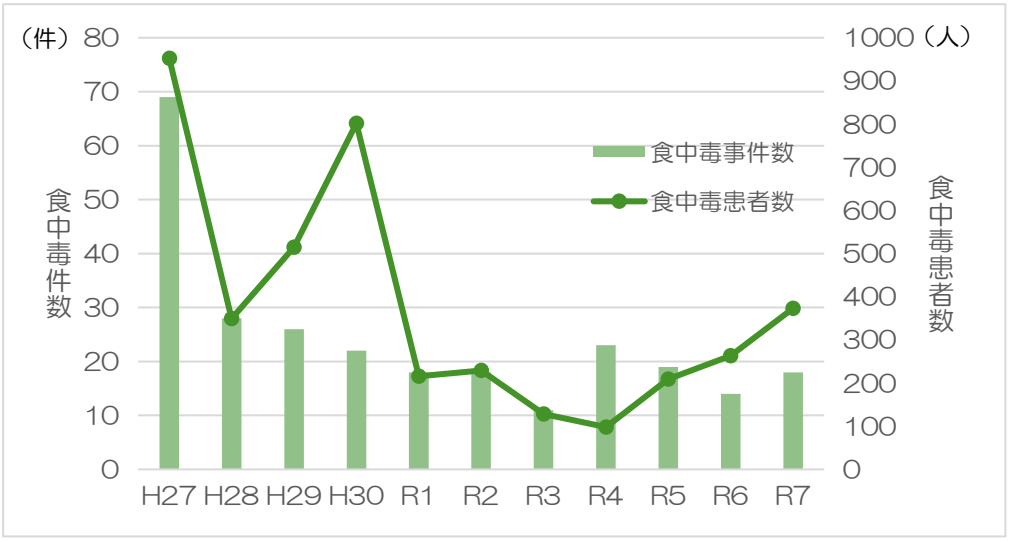


前プラン表紙

食中毒の発生状況

広島県内（広島市、呉市、福山市を含む）における食中毒の発生状況は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、大規模な食中毒の発生件数が減少し、患者数の減少がみられましたが、コロナ禍以降は増加に転じています。

特に、近年はノロウイルスによる食中毒が多発しており、集団食中毒における病因物質の大半をノロウイルスが占めています。



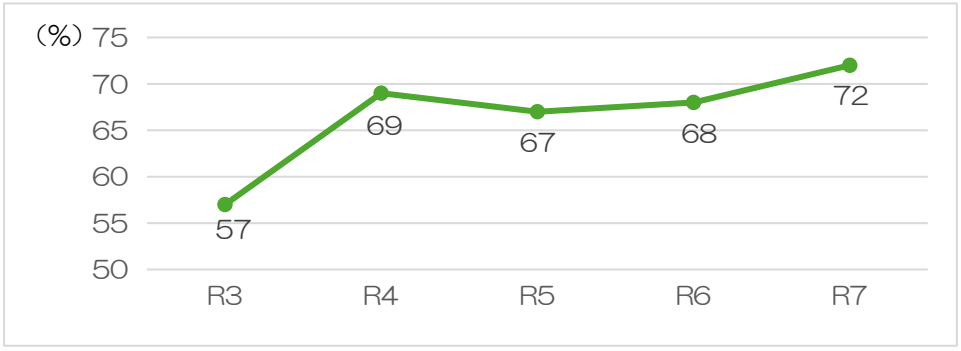
食中毒事件数及び患者数の推移

HACCP に沿った衛生管理の定着状況

令和３年６月１日から、原則全ての食品等事業者に HACCP に沿った衛生管理が義務化され、広島県ではこれまで講習会の開催や監視指導の際の個別周知等の取組を進めてきました。

事業者向け講習会における HACCP 理解度のアンケート結果によると、この５年間で HACCP に沿った衛生管理を理解している事業者の割合は、ある程度増加しましたが、飲食店等の比較的小規模な事業者においては、十分に HACCP の理解が浸透していない状況もみられています。

また、HACCP を理解していても、自らは HACCP の取組を実施していないと回答した事業者も多く存在しています。

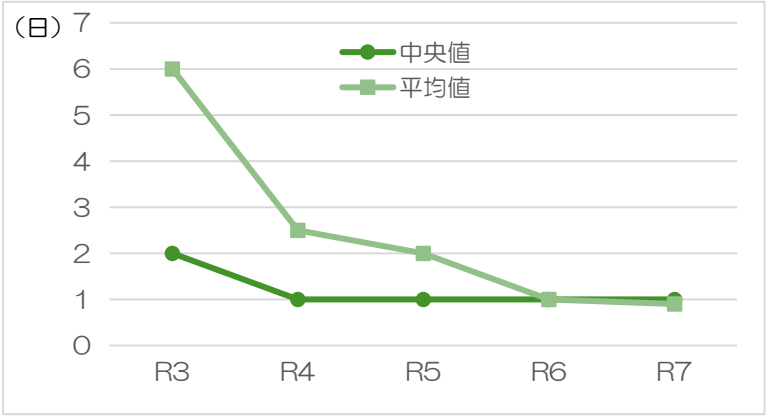


講習会受講者に占める HACCP を
理解している者の割合の推移

食品の自主回収の状況

令和３年６月１日から食品等事業者が食品の自主回収を行った際には行政への届出が義務化され、違反食品や健康被害のおそれがある食品の自主回収が迅速に行われるようになってきています。

一方で、一部の事例では、行政への届出時点で店頭撤去や販売先への連絡等の対応が十分になされていない事例もみられます。

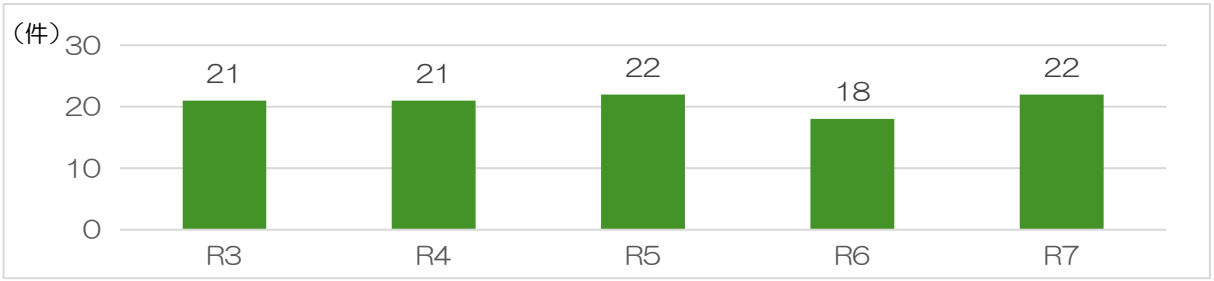


回収着手報告書提出までの所要日数

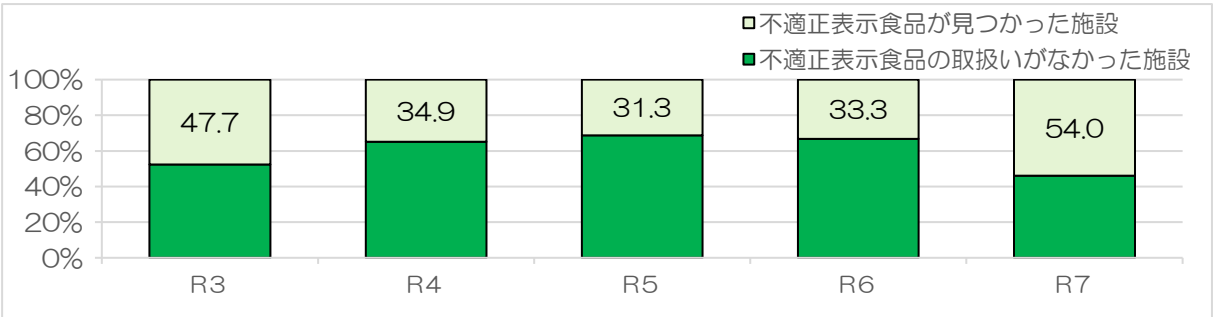
食品表示の適正状況

食品表示違反（不良）のため、回収される食品の件数は５年間で減少しておらず、アレルギー物質の欠落や期限表示の誤り等が、確認不足により発生した事例が多くなっています。

また、毎年１２月の広島県食品表示適正化推進月間には、関係機関が連携して、 スーパーなどの量販店に対して食品表示の一斉点検を実施しており、点検した施設のうち、３～５割程度の施設で不適正表示食品が見つかっています。



食品表示違反（不良）による回収件数
（過去３年平均）



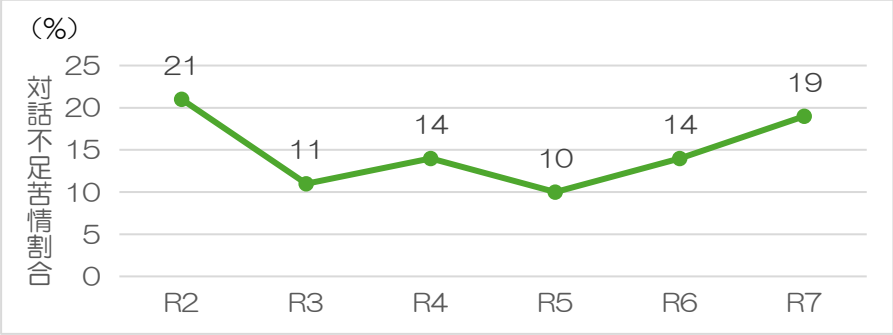
食品表示一斉点検における点検状況の推移

リスクコミュニケーション

○　食品に関する苦情のうち、事業者等との対話不足を起因とする苦情の割合

異物混入等、食品に関する苦情のうち、事業者等との対話不足を起因とする苦情の割合は一時的に減少していましたが、令和７年度には、令和元年度の実績とほぼ同水準へ回帰しました。

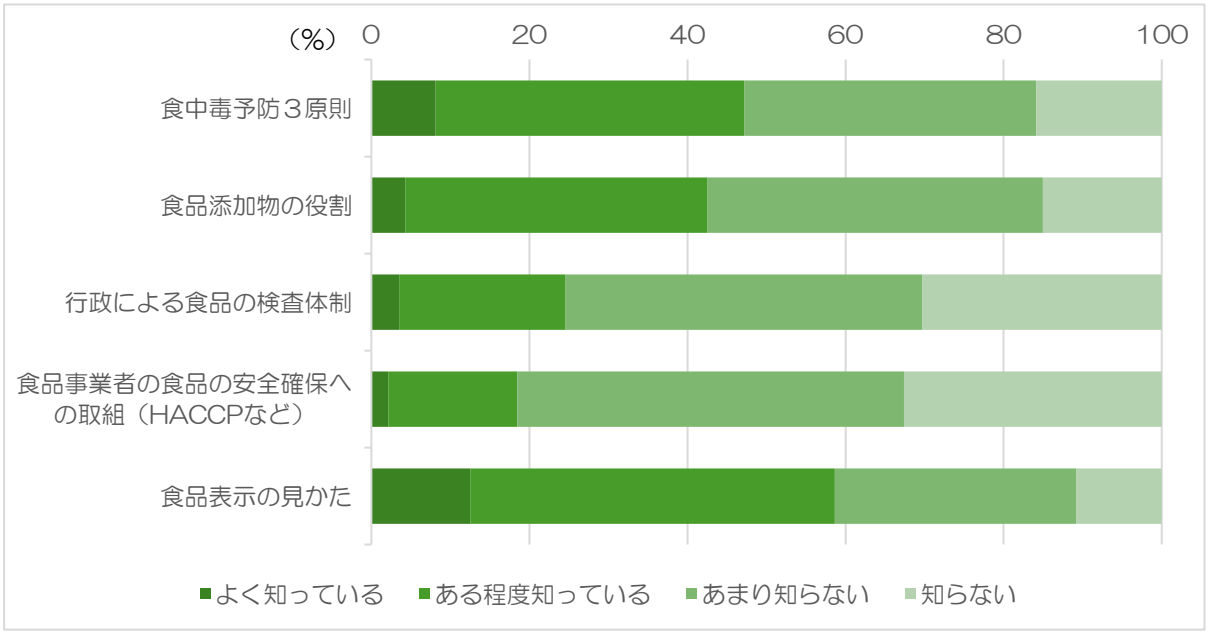
こうした事例の中には、一部の事業者等において、苦情の対応や説明が不十分と考えられる事例がみられるほか、食品の安全性や事業者の対応には問題がないにも関わらず、苦情者の納得が得られず、保健所が調査し、苦情者へ説明することによって最終的には納得が得られた事例も含まれています。



食品に関する苦情のうち、事業者等との
対話不足を起因とする苦情の割合

○　食品の安全性に関する知識の普及状況

令和５年度に実施した消費者アンケートにおいて、「食中毒予防の３原則」を「よく知っている」又は「ある程度知っている」と回答した方の割合が低い結果となっており、行政や事業者等が実施している普及啓発等のリスクコミュニケーションが、消費者に十分浸透している状況にないと考えられます。



食品の安全性に関する消費者の認知度
（令和５年度消費者アンケート調査結果）